一般社団法人日本鳥学会寄付金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本鳥学会(以下、本法人)の寄付金の受け入れ及び運用について定める。

(定義)

- 第2条 一般会計から独立した特別会計は、一定の目的のため使途が特定された各寄付金、及び使途が特定された各寄付金に充当できる寄付金(以下、学会寄付金という)で構成される。
 - 2. この規程において、特別会計内の各寄付金の元本とは、寄託された金銭(債券、有価証券を含む.)をいう.

(寄付金の種類)

- 第3条 本法人が個人又は団体から受け入れる寄付金は、次の各号に定めるとおりとする.
 - (1) 一般寄付金 随時, 使途を特定せずに寄付された寄付金
 - (2) 公募型寄付金 使途をあらかじめ特定した公募に応じて寄付された寄付金
 - (3) 使途特定寄付金 随時, 使途を特定して寄付された寄付金

(寄付金の受け入れ)

- 第4条 寄付金を本法人に寄付しようとする者は、寄付金申込書(別紙様式)により寄付の申し出をするものとする。ただし、会員からの小額の一般寄付金の場合を除く。
 - 2. 会長は、寄付の申し出があったときは、理事会の意見を聴いて受入れの可否を決定する。ただし、会長は、本会に過度の負担を課し、又は利益を誘導する等のおそれのある寄付金を受け入れてはならない。

(受領書等の送付)

第5条 寄付金受領したときは、寄付をした者(以下、「寄付者」という。)に受領書を交付する。ただし、小額で社会通念上領収書の交付が予定されないものはこの限りではない。

(寄付金の組み入れ)

- 第6条 一般寄付金は一般会計に、公募型寄付金と使途特定寄付金は特別会計に組み入れる.
 - 2. 会長は、理事会の意見を聴いて、特定の目的のために、寄付金又は一般会計に属する資金を組み入れて、特別会計の中に新たな目的を有する寄付金を設立することができる。ただし、原則として100万円未満の財源では新設しないものとする。
 - 3. 学会賞等の設立に際して、寄付者の厚志を記憶するため、寄付者の姓等を学会賞等の名称に冠することができる.

(寄付金の使途)

- 第7条 一般寄付金は、原則として本法人定款第4条に定める事業(管理費を含む。)に使用する。
 - 2. 公募型寄付金は、公募の際に示された使途に使用する。
 - 3. 使途特定寄付金は、寄付者が特定した使途に使用する.

(寄付金の運用と保全)

- 第8条 特別会計は、一般会計とは別個に運営し、決算し、監査を受ける。
 - 2. 特別会計の寄付金を財源とする学会賞等の運用について、本法人と寄付者が覚書を交わしている場合、原則としてその覚書に基づいて運用する.
 - 3. 特別会計の収益は、原則として学会寄付金に組み入れる.
- 第9条 会長は、特別会計を適切に運用し、保全しなければならない.

第10条 事務局は、会長の命を受けて、特別会計の運用、保全、出納等の事務を司る. 理事会および監事は、事務局に対し、寄付金等の運用その他について意見を述べることができる.

(その他)

第11条 会長は、本規定に定めるもののほか、寄付金の取扱に関して必要な事項を別に定めることができる。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は会長が提案し、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会基金運用規定を一般社団法人日本鳥学会寄付金及び基金に関する規程に改正した.
- 2. 旧任意団体の基金から本法人が特別会計として引き継ぐ寄付者の姓等を冠した各寄付金の元本は、本則第 2 条第 2 項に関わらず、引継ぎ時に旧任意団体が「元本」とみなしていた次の金銭をいう。 老田基金(1971 年設立)302,013 円、斎藤基金(1972 年設立)146,006 円、内田基金(1977 年設立)1,301,210 円、黒田基金(1978 年設立)3,596,000 円、伊藤基金(1987 年設立)10,366,620 円、津戸基金(1987 年設立)1,202,000 円、清水基金(1991 年設立)1,134,000 円、中村基金(1996 年設立)1,481,477 円、岡田基金(2021 年設立)1,000,000 円、学会基金(1995 年設立)6,452,099 円、小口基金(1999 年設立)4,630,331 円。
- 3. この規程は2024年12月10日から施行する.
- 4. 2025年3月8日、寄付の申し出及び受領書の交付に関する事項を一部改正.

一般社団法人日本鳥学会内田奨学賞規程

- 第1条 内田奨学賞は、優れた鳥類学の論文を発表し、奨励が当該個人の研究活動の発展に大いに寄与すると判断される本学会員で、自薦による応募者もしくは本学会員により推薦された者の中から、選考を経て選ばれた者に授ける.
- 第2条 対象者は、単一または複数の優れた鳥類学の論文を当該年度の前年(1年前)から3年前までの 3年間に、国内外の学術誌に発表した者とする。ただし、博士の学位をもつ者や博士の学位取 得を目指し大学院に在学している者は、原則として対象としない。過去に本賞を受賞した者も 対象から除く。
- 第3条 授賞は毎年原則として1名とする. ただし、受賞者を1名に絞りきれない場合はその限りではない。
- 第4条 受賞候補者の選考は、学会賞選考委員会が行う.
- 第5条 学会賞選考委員は、本賞に自薦で応募することはできない、学会賞選考委員が被推薦者となった場合、あるいは選考対象者と利害関係にある場合、その学会賞選考委員は本賞の選考から外れる.
- 第6条 学会賞選考委員長は会長に受賞候補者と選定理由を報告する. 応募や推薦があったが受賞候補者がない場合は、その旨を報告する.
- 第7条 会長は報告された受賞候補者について、その賛否を理事会に諮り、有効得票の3分の2以上の賛成がある場合、候補者を受賞者として決定する。応募や推薦があったが、学会賞選考委員会が受賞候補者なしを報告した場合は、会長は理事会にその旨を報告する。
- 第8条 副賞は5万円とする、財源は原則として特別会計とする、
- 第9条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が議決する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会内田奨学賞規定を一般社団法人日本鳥学会内田奨学賞規程に改正した.
- 2. この規程は2025年1月1日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会黒田賞規程

- 第1条 黒田賞は、鳥類学で優れた業績を挙げ、これからの日本の鳥類学を担う若手・中堅の本学会員で、自薦による応募者もしくは本学会員により推薦された者の中から、選考を経て選ばれた者に授ける、過去に本賞を受賞した者は対象から除く。
- 第2条 授賞は毎年原則として1名とする. ただし、受賞者を1名に絞りきれない場合はその限りではない。
- 第3条 受賞候補者の選考は、学会賞選考委員会が行う.
- 第4条 学会賞選考委員は、本賞に自薦で応募することはできない学会賞選考委員が被推薦者となった場合、あるいは選考対象者と利害関係にある場合、その学会賞選考委員は本賞の選考から外れる。
- 第5条 学会賞選考委員長は会長に受賞候補者と選定理由を報告する. 応募や推薦があったが受賞候補者がない場合は、その旨を報告する.
- 第6条 会長は報告された受賞候補者について、その賛否を理事会に諮り、有効得票の3分の2以上の賛成がある場合、候補者を受賞者として決定する。応募や推薦があったが、学会賞選考委員会が受賞候補者なしを報告した場合は、会長は理事会にその旨を報告する。
- 第7条 副賞は10万円とする. 財源は原則として特別会計とする.
- 第8条 受賞者は、受賞の対象となった研究業績について、原則として授賞式が行われる大会において講演し、その内容を含めた総説を本学会の学会誌に投稿する.
- 第9条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が議決する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会黒田賞規定を一般社団法人日本鳥学会黒田賞規程に改正した.
- 2. この規程は2025年1月1日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会中村司奨励賞規程

- 第1条 中村司奨励賞は、国際誌に優れた鳥類学の論文を発表した本学会の若手会員で、自薦による応募者もしくは本学会員により推薦された者の中から、選考を経て選ばれた者に授ける.
- 第2条 本賞の対象者は30歳以下の者とする. 過去に本賞を受賞した者は対象から除く. 審査対象とする論文は1編とする.
- 第3条 授賞は毎年原則として1名とする. ただし、受賞者を1名に絞りきれない場合はその限りではない
- 第4条 受賞候補者の選考は、学会賞選考委員会が行う.
- 第5条 学会賞選考委員は、本賞に自薦で応募することはできない、学会賞選考委員が被推薦者となった場合、あるいは選考対象者と利害関係にある場合、その学会賞選考委員は本賞の選考から外れる.
- 第6条 学会賞選考委員長は会長に受賞候補者と選定理由を報告する. 応募や推薦があったが受賞候補者がない場合は、その旨を報告する.
- 第7条 会長は報告された受賞候補者について、その賛否を理事会に諮り、有効得票の3分の2以上の賛成がある場合、候補者を受賞者として決定する。応募や推薦があったが、学会賞選考委員会が受賞候補者なしを報告した場合は、会長は理事会にその旨を報告する。
- 第8条 副賞は5万円とする. 財源は原則として特別会計とする.
- 第9条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が議決する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会中村司奨励賞規定を一般社団法人日本鳥学会中村司奨励賞規程に改正した.
- 2. この規程は2025年1月1日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会大会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本鳥学会は、鳥学の普及発展に寄与するために、研究成果の発表および鳥学研究者の交流と親睦の場を提供することを目的とし、年次大会(以下、大会)を開催する.

(名称)

第2条 大会の名称は「一般社団法人日本鳥学会大会」とし、開催年度を加えて「一般社団法人日本鳥学会2024年度大会」等、表記することができる。英語での表記は「The Ornithological Society of Japan Annual Meeting」とし、会名は略記可能とする。開催年度を加えて「OSJ Annual Meeting 2024」等、表記することができる。

(開催)

第3条 大会は年1回開催される.

(運営)

第4条 大会の開催とその責任は学会が負うが、各年次大会の運営は本規程第5条が定める大会実行委員会が担い、大会支援委員会が支援する.

(大会実行委員会の設置)

- 第5条 大会の準備および運営のため、開催地において大会実行委員会を組織する.
 - 2. 大会実行委員会は、開催地とは別に運営上必要な事務所を定める.
 - 3. 大会実行委員会は、大会プログラムの内容と編成を決定する.
 - 4. 大会実行委員会は大会を運営するため、別に定める大会運営方針に基づき大会運営に必要な事項を担当する.

(開催地)

第6条 大会支援委員会は大会開催候補地を選考し、学会事務局と調整の上、候補地の会員に打診し内 諾を得た上で、原則として開催前々年度の理事会に諮る。理事会で承認された大会開催地は、 開催前年度の会員総会で会長により報告される。

(日程)

第7条 大会日程は大会実行委員会が定め、開催前年度の会員総会で当該大会会長が報告する.

(参加費等)

第8条 大会実行委員会が大会参加費と懇親会費,要旨集代を定め,開催の前年までに理事会の承認を 得る.

(行事)

- 第9条 大会では以下の行事を催行する.
 - 1) 一般講演(口頭発表・ポスター発表)
 - 2) 自由集会
 - 3) シンポジウム

- 4) 会員総会
- 5) 本会が定めた各賞授与式, 受賞講演
- 6) 懇親会
- 7) その他、大会実行委員会による企画

(参加資格・発表資格)

- 第10条 大会には本大会の目的を理解し、所定の手続きを経たすべての者が参加できる。会員資格は問わない。
 - 2. 一般講演の発表者,および自由集会主催者は,団体会員を除く会員に限られる.発表者として一般講演できるのは一人一題に限られる.ただし共同発表者としてはその限りではない.一般講演の共同発表者,シンポジウム,および,自由集会の発表者には,会員以外を含むことができる.
 - 3. 鳥学普及の観点から、高校生以下の生徒による一般講演(ポスター発表に限る)発表者は、会員に限らないこととする.
 - 4. 発表内容の質を担保するという観点により、高校生以下の生徒による一般講演発表では、発表内容等に基づいて大会実行委員会が発表資格を審査することができる.

(大会参加者の義務)

- 第11条 大会参加者は、原則として、大会参加費を支払わなければならないが、ポスター発表をおこな う高校生以下の全ての生徒とポスター発表1件につき引率者1名は参加費を支払わなくてよい、 公開シンポジウムは無料で参加できる。他に、大会実行委員会が必要と認めた場合、大会参加 費の支払いが免除される場合がある。
 - 2 大会参加者は会則第2章第3条および本規程,ならびに著作権法等関連する法令を遵守しなければならない.

(大会会計)

- 第12条 大会会計は大会実行委員会と大会支援委員会が共同で行う、全体の責任者は大会会長とする、
 - 2. 大会予算は大会前年度の11月末までに作成し、学会予算として、理事会の承認を得る.
 - 3. 大会会計の決算は、税理士および会計監事(大会実行委員、大会支援委員、学会事務局員および理事以外の会員を充てる。)による監査をおこなった後、理事会の承認を得る。

(大会経費)

- 第13条 大会実行委員会と大会支援委員会は大会の開催にあたり、大会参加費と各種助成金・広告料等を主たる収入とし、その範囲内の大会運営に努める.
 - 2. 大会参加費等の収入が得られる前の準備を大会実行委員会が円滑に進めることを目的に、事務局は予算の範囲内で仮払い金を支出する.

(大会口座)

第14条 会長は大会参加費振込用の名義の口座の管理を大会支援委員会に委ねる.

(プログラム・要旨集)

第15条 大会講演要旨集の著作権は一般社団法人日本鳥学会に帰属する. ただし, 投稿者は自身の講演

要旨を自由に使用することができるとともに、内容に関する責任を負う.

2. 投稿された講演要旨が、法令および公序良俗に反すると大会会長が判断した場合、大会会長は会長と協議の上、著者に内容の修正を求めるか、講演を差し止めることができる.

(大会ウェブサイト)

第16条 大会ウェブサイトの著作権は一般社団法人日本鳥学会に帰属する. また, 大会実行委員会は大会ウェブサイトについて著作者人格権を行使しない.

(規程の改正)

第17条 この規程の改正は、大会支援委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会大会規定を一般社団法人日本鳥学会大会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会ポスター賞規程

- 第1条 ポスター賞は、一般社団法人日本鳥学会大会においてポスター発表を行った本学会員で、自薦による応募者の中から、選考を経て選ばれた者に授ける.
- 第2条 対象者は、当該大会が行われる年の4月1日時点において、(1)30歳以下、(2)博士号未取得で、 学部学生、大学院生、研究生のいずれかとして大学に所属している、(3)博士号取得後3年以内、 のいずれかに該当し、当該大会に参加し、発表をする者とする。過去に、黒田賞、内田奨学賞、 中村司奨励賞、日本鳥学会ポスター賞を受賞した者は対象としない。
- 第3条 授賞は、審査対象分野ごとに毎年原則として1名として最優秀賞1名、優秀賞1名とする。審査 対象分野は年度ごとに数分野を企画委員会が設定し、募集時にこれを公表する。
- 第4条 受賞候補者の選考は、企画委員会が設置するポスター賞審査委員会が行う。ポスター賞審査委員会は、企画委員会の担当者、およびポスター賞審査委員からなる。ポスター賞審査委員は学会員で、かつ原則として企画委員以外の中から、企画委員会が依頼した者とする。
- 第5条 ポスター賞審査委員会は、審査対象分野ごとに受賞候補者を選定し、企画委員会委員長に推薦する。企画委員会委員長はポスター賞審査委員会の答申を受けて審査対象分野ごとに受賞候補者を決定し、受賞候補者の氏名と審査結果を会長に報告し、会長の承認で受賞者を決定する。
- 第6条 受賞者には原則として当該大会の会員総会において、賞状を授与する。原則として副賞はなしとする。
- 第7条 この規程の改正は、企画委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する。

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会ポスター賞規定を一般社団法人日本鳥学会ポスター賞規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.
- 3. 2025年2月28日,対象者と授賞に関する事項を一部改正.

一般社団法人日本鳥学会和文誌編集委員会規程

- 第1条 和文誌編集委員会(以下編集委員会とする)は、「日本鳥学会誌」を編集する.
 - 2. 編集委員は前任編集委員会において候補者を選出し理事会の承認を経て会長が委嘱する.
- 第2条 編集委員会には編集委員長1名と副委員長若干名を置く.
 - 2. 編集委員長および副委員長は委員の互選によって選出する.
 - 3. 編集委員長は委員会を代表し、雑誌の編集および委員会の運営に関して責任を持つ.
 - 4. 副委員長は原稿査読と編集に関わる実務を担い、論文受付・査読担当と印刷所連絡担当を分掌する.
- 第3条 編集委員長は編集委員会を招集し、その議長を務める.
 - 2. 編集委員会は毎年1回以上開催する.
 - 3. 編集委員会は編集委員の過半数の出席によって成立する.
 - 4. 会長、副会長および英文誌編集委員長は、編集委員会に出席して意見を述べることができる.
- 第4条 編集委員および正副委員長の任期は2年とし、再選を妨げない、
 - 2. 編集委員長, 副委員長の連続3選はできない.
- 第5条 この規程の改正は、編集委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会和文誌編集委員会規定を一般社団法人日本鳥学会和文誌編集委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会英文誌編集委員会規程

- 第1条 英文誌編集委員会(以下編集委員会とする)は"Ornithological Science"を編集する.
 - 2. 編集委員は前任編集委員会において候補者を選出し理事会の承認を経て会長が委嘱する.
- 第2条 編集委員会には編集委員長1名と副委員長若干名を置く.
 - 2. 編集委員長および副委員長は委員の互選によって選出する.
 - 3. 編集委員長は委員会を代表し、雑誌の編集および委員会の運営に関して責任を持つ.
 - 4. 副委員長は雑誌の出版に関わる実務を担当する.
- 第3条 編集委員長は編集委員会を招集し、その議長を務める.
 - 2. 編集委員会は毎年1回以上開催する.
 - 3. 編集委員会は編集委員の過半数の出席によって成立する.
 - 4. 会長、副会長および和文誌編集委員長は編集委員会に出席して意見を述べることができる.
- 第4条 編集委員および正副委員長の任期は2年とし、再選を妨げない。
 - 2. 編集委員長、副委員長の連続3選はできない.
- 第5条 この規程の改正は、編集委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会英文誌編集委員会規定を一般社団法人日本鳥学会英文誌編集委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会鳥類保護委員会規程

- 第1条 一般社団法人日本鳥学会は、鳥類とその生息環境の保護・保全(管理を含む)を図ることを目的に、鳥類保護委員会(以下、委員会という)を設ける.
- 第2条 委員会は上記の目的を達成するために必要な活動を行う.
- 第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する.
 - 2. 委員の任期は2年とし、5期を超えて連続して務めることはできない。ただし、追加任命の委員の任期は委員長の残任期間と同じとする.
- 第4条 委員会は、委員候補者を会長に推薦するものとする.
 - 2. 委員候補者は、鳥類保護管理に必要な学識または実務経験を備えた会員であることとし、幅広い分野の人材の獲得に努めることとする.
 - 3. 委員候補者の推薦に先立って、当該候補者の内諾を得ることとする.
- 第5条 委員長、副委員長は委員の互選によって選出する.
 - 2. 委員長は委員会を召集し、議長となる.
 - 3. 副委員長は2名までとし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する.
 - 4. 委員長、副委員長の任期はそれぞれ2年とし、2期を超えて連続して務めることはできない。
- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する.
 - 2. 委員会は少なくとも年に1回は開くこととする.
- 第7条 委員会には、委員のほか専門員を置くことができる.
 - 2. 専門員の任期は2年間とし、特定の案件についての専門的知見を求めるために、専門的知識を有する者(学会員でない者を含みうる)を委員長が委嘱する。専門員は諮問された案件について委員長に適宜報告を行う。専門員の任期の終了日は、当該専門員を委嘱する委員長の任期の終了日を超えることができない。
- 第8条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する、

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会鳥類保護委員会規定を一般社団法人日本鳥学会鳥類保護委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会日本産鳥類記録委員会規程

- 第1条 一般社団法人日本鳥学会は、定期的な日本産鳥類目録の作成、刊行のために必要な新記録種、 新分布記録等についての正確な情報収集ならびに公表を目的として、日本産鳥類記録委員会 (以下、委員会という)を設ける.
- 第2条 委員会は、上記の目的を達成するために必要な活動を行う.
- 第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する.
 - 2. 委員長、副委員長は委員の互選によって選出する.
 - 3. 委員長は委員会を招集し、議長となる.
 - 4. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する.
 - 5. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する.
 - 6. 委員会は、少なくとも年に1回は開くこととする.

第4条 委員等の任期

- 1) 記録委員の任期は2年とし、再任は妨げない.
- 2) 委員長、副委員長の連続3選はできない.
- 第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会日本産鳥類記録委員会規定を一般社団法人日本鳥学会日本産鳥類記録 委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会鳥類目録編集委員会規程

- 第1条 一般社団法人日本鳥学会は、日本産鳥類の分類学的な検討と整理、定期的な日本鳥類目録の編集ならびにそれらの公表を目的として、鳥類目録編集委員会(以下、委員会という)を設ける.
- 第2条 委員会は、上記の目的を達成するために必要な活動を行う。
- 第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する.
 - 2. 委員長1名,副委員長若干名は委員の互選によって選出する.
 - 3. 委員長は委員会を招集し、議長となる.
 - 4. 委員長が事故あるときは、副委員長がこれを代行する.
 - 5. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する.
 - 6. 委員会は、少なくとも年に1回は開くこととする.

第4条 委員等の任期

- 1) 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。
- 2) 委員長, 副委員長の連続3選はできない.

第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会鳥類目録編集委員会規定を一般社団法人日本鳥学会鳥類目録編集委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会大会支援委員会規程

- 第1条 一般社団法人日本鳥学会は、年次大会を円滑に運営するため、大会支援委員会(以下、委員会という)を設ける.
- 第2条 委員会は、上記の目的を達成するために、以下の活動を行う、
 - 1) 大会実行委員会の支援
 - 2) 年次大会関連情報の更新と保管
 - 3) 年次大会開催地の選考
 - 4) 大会参加費振込口座の管理と大会会計の支援
 - 5) その他, 年次大会に必要な活動
- 第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。委員長、副委員長は委員の 互選によって選出する。
 - 2. 委員長は委員会を召集し、議長となる.
 - 3. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する.
 - 4. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する.
 - 5. 委員会は少なくとも年に1回は開くこととする.

第4条 委員等の任期

- 1) 鳥学会大会支援委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2) 委員長、副委員長を連続5年以上務めることはできない.
- 第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会大会支援委員会規定を一般社団法人日本鳥学会大会支援委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会企画委員会規程

- 第1条 一般社団法人日本鳥学会は、広い視野に立って鳥学研究の促進をはかるため、企画委員会を設ける.
- 第2条 企画委員会は上記の目的を達成するため、必要な活動を行う.
 - 1) シンポジウム, 国際鳥学セミナー, 講演会などを企画する.
 - 2) 鳥学研究に役立つ、公開あるいは募集制によるワークショップおよび講座を企画あるいは援助する.
 - 3) 鳥学研究にたずさわる者が性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮できる研究環境づくりのために男女共同参画活動を行う.
 - 4) そのほか会長あるいは理事会からの鳥学研究を促進する企画や学会活動に関する諮問にもとづきそれを協議するととともに、これらに関する提言をする.
- 第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。委員長、副委員長は委員の 互選によって選出する。
 - 2. 委員長は委員会を,年1回程度召集し,議長となる.
 - 3. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する.
 - 4. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する.
 - 5. 委員会は、委員以外の会員を含めた作業部会を設置し、企画の立案実行を促進することができる.
- 第4条 委員の任期は2年とし、再選は妨げないが、委員長、副委員長の連続3選はできない。
- 第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会企画委員会規定を一般社団法人日本鳥学会企画委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会広報委員会規程

- 第1条 一般社団法人日本鳥学会は、会員に情報を迅速に提供するとともに、会員以外の者に対して鳥 学会の活動をアピールすることで、鳥学および鳥学会の発展に寄与することを目的として、広報委員会(以下、委員会という)を設ける.
- 第2条 委員会は、上記の目的を達成するために、学会ホームページを管理・運営し、関連委員会と連携しながら以下の必要な活動を行う。
 - 1) 学会事務局および入会案内の情報提供
 - 2) 日本鳥学会誌およびOrnithological Scienceの目次・要約の情報提供
 - 3) 一般社団法人日本鳥学会大会に関する情報提供
 - 4) その他, 学会からの最新情報の提供
- 第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する委員によって構成する。委員長、副委員長は委員の 互選によって選出する。
 - 2. 委員長は委員会を召集し、議長となる.
 - 3. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する.
 - 4. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する.
 - 5. 委員会は少なくとも年に1回は開くこととする.

第4条 委員等の任期

- 1) 鳥学会広報委員の任期は2年とし、委員の在任期間は連続5期までとする。欠期間を経ての再任は妨げない。
- 2) 委員長、副委員長の連続3選はできない.
- 第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会広報委員会規定を一般社団法人日本鳥学会広報委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

一般社団法人日本鳥学会学会賞選考委員会規程

- 第1条 一般社団法人日本鳥学会は、学会賞(理事会が選考を委託する助成金等を含む.以下、賞という.)の受賞者(被助成者を含む。以下同じ.)の選考を目的として、学会賞選考委員会(以下、委員会という)を設ける.
- 第2条 委員会は、上記の目的を達成するために、次の活動を行う.
 - 1) 各賞の募集要項を定めて公表する.
 - 2) 賞の募集ごとに、受賞者候補者を選考する.
 - 3) その他、上記の目的を達成するために必要な活動.
- 第3条 委員会は、会長が理事会に諮って任命する7名以上の委員によって構成する。委員長、副委員 長は委員の互選によって選出する。
 - 2. 委員長は委員会を召集し、議長となる.
 - 3. 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する.
 - 4. 委員会は、委員の過半数の出席により成立する.
 - 5. 委員会は少なくとも年に1回は開くこととする.
 - 6. 委員会は、必要と認める場合には、委員以外の専門家の意見を聴くことができる。当該専門家は匿名を原則とする。

第4条 委員等の任期

- 1) 委員の任期は2年とし、連続して3期を務めることはできない。
- 2) 委員長、副委員長の任期は2年とし、連続して3期を務めることはできない。
- 第5条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会が議決する.
- 第6条 賞選考の詳細等、この規程に定めのない事項については、別に定める.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会基金運営委員会規定を一般社団法人日本鳥学会賞選考委員会規程に改正した.
- 2. この規程は2025年1月1日から施行する。施行前に募集を開始した各賞の募集要項については、基金運営委員会を学会賞選考委員会と読み替えるものとする。
- 3. この規程適用日の前日における基金運営委員、同委員長、同副委員長であった者は、この規程により任命又は選出された委員、委員長、副委員長とみなす。ただし、その任期は2025年12月31日までとする。

一般社団法人日本鳥学会図書管理委員規程

- 第1条 一般社団法人日本鳥学会は、本会所有図書の管理に関わる実務を滞りなく遂行し、鳥類学をは じめ諸学問の発展に供することを目的に、図書管理委員を設ける.
- 第2条 委員は、以下の必要な活動を行う、
 - 1) 雑誌の交換に関わる実務
 - 2) 図書の保管委託に関わる実務
 - 3) 雑誌交換先についての理事会への推薦
- 第3条 委員は、会長が理事会に諮って任命する.
- 第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第5条 この規程の改正は、図書管理委員の意見を聴いたうえで、理事会が決議する.

附則

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会図書管理委員規定を一般社団法人日本鳥学会図書管理委員規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日から施行する.

「付記]

- 1. 交換相手の名簿は図書管理委員が保管,維持する.
- 2. 交換雑誌の受領は図書管理委員が行う. 交換雑誌の受領先は, 国立科学博物館筑波地区気付日本島学会とする.
- 3. 受領した交換雑誌の保管と管理は、本会と国立科学博物館との協定に変更がない限り、国立科学博物館図書室が行い、交換図書の利用(コピーサービスを含む)も国立科学博物館図書規定による、図書管理委員は必要に応じ、委託先の国立科学博物館と協議する.
- 4. 交換相手への本会出版物の送付は、本会事務局(または本会事務局が委託した業者)が行う。

日本鳥学会誌投稿規程

第1条 論文の種類

日本鳥学会誌(Japanese Journal of Ornithology: 略称は日鳥学誌/Jpn. J. Ornithol.)は毎年1巻2号を発行し、広く鳥学に関する原著論文、総説、短報、技術報告、観察記録、意見、英文誌論文要旨、会記、フォーラム(評論、書評など)を掲載する.

第2条 投稿資格

投稿の第一著者あるいは責任著者は本学会員のみとする。ただし、編集委員会が認めた場合は、この限りではない。投稿論文は、未発表であるとともに、同時期に他の雑誌に投稿されていないものに限る。すべての共著者から、内容並びに投稿への同意が明示的に得られている必要がある。

第3条 使用言語と原稿枚数

使用言語は日本語とし、要旨、図表およびその説明には英語もつける。原稿はできる限り簡素にまとめ、刷り上がりで概ね20頁までを目安とする。これを超えた分については超過料金を請求することがある。

第4条 受付と受理

投稿原稿が本規程第9条の要件を満たしていると認められた場合,原稿の到着日をもって受付日とする。また、本規程第5条の手続きに従い掲載を認められた日をもって受理日とする。

第5条 查読

原著論文,総説,短報,技術報告,観察記録,意見の投稿原稿は,2人以上のレフリーによる査読を受ける.編集委員長は、レフリーの意見に基づき掲載の採否を決定する.また,編集委員長は著者に対して内容の変更、字句の修正などを要求することができる.著者は、「日本鳥学会誌投稿手引き」に定める期限内に修正原稿を提出する.期限内に提出されない原稿は、著者による原稿取り下げとみなす.英文誌論文要旨、会記、フォーラムの原稿については、原則として編集委員長の判断により採否を決定する.

第6条 校正

著者校正は、原則として初校のみとし、再校以降は編集委員長に一任する.

第7条 費用の負担

カラー製版その他によって生じた特別の費用、および受理後の原稿・図版の訂正・修正にともなう費用については著者の負担とする.

第8条 著作権

掲載論文の著作権は本会に帰属する.

第9条 執筆要領

具体的な原稿作成方法の詳細については、「日本鳥学会誌投稿手引き」に定める。本規定および「日本鳥学会誌投稿手引き」に従わない原稿は、編集委員長の判断において受け付けない場合がある。

第10条 規程の改正

本規程の改正は、和文誌編集委員会の助言のもとに、が行い、理事会が決議することにより発効する.

- 1. 法人化に伴い日本鳥学会誌投稿規定を一般社団法人日本鳥学会誌投稿規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日 から施行する.

Ornithological Science 投稿規程

第1条 論文の種類

Ornithological Scienceは、日本鳥学会英文誌として毎年1巻2号を発行し、広く鳥学に関する原 著論文、総説、短報、技術報告、意見を掲載する。

第2条 投稿資格

投稿資格は本会会員に限らない. 投稿論文は未発表であるとともに, 同時期に他の雑誌に投稿 されていないものに限る.

第3条 使用言語と原稿枚数

使用言語は英語とする. 原稿の長さはInstructions for Authorsに規定する範囲とし, これを越えるものについては超過料金を請求する場合がある.

第4条 受付と受理

投稿原稿が本規程第10条の要件を満たしていると認められた場合,原稿の到着日をもって受付日とする。また、本規程第5条の手続きに従い、掲載を認められた日をもって受理日とする。

第5条 查読

原著論文、総説、短報、技術報告、意見の投稿原稿は、編集委員長および編集委員長の委嘱を受けた当該論文に責任を持つ編集幹事の判定を経たうえで、2人以上の査読者による査読を受ける、編集幹事は、査読者の意見に基づき、著者に対して内容の変更、字句の修正などを要求することができる。著者は、Instructions for Authorsに定められた期限内に修正原稿を提出することとするが、事情により期限内に再提出が困難である場合はその旨を編集幹事に連絡する。却下と判断された論文の著者から期限内に異議申し立てがあれば、編集委員長の判断で再審査を行う場合がある。

第6条 校正

原則として著者校正は初校のみとし,再校以降は編集委員会に一任する.

第7条 費用の負担

カラー製版その他によって生じた特別の費用,および本規程第8条に定める著作権移譲後の原稿・図版の訂正・修正にともなう費用については著者の負担とする.別刷は30部まで著者に無償で提供されるが,追加での請求は有償となる.

第8条 著作権とプレプリント

受理後、本会による英文校閲を経た論文の著作権は本会に帰属する。ただし、投稿前の原稿を機関リポジトリやプレプリントサーバーに掲載・公開することについては、著者の裁量として認められる。必ず投稿時に投稿前の原稿を公開済みあるいは公開を予定していることを示し、公開後は公開しているURLも連絡すること。

第9条 研究不正と出版倫理

投稿原稿においては、多重投稿・データねつ造・剽窃・不適切なオーサーシップ・利益相反関 係の未報告などの研究不正行為があってはならない。編集委員会は出版倫理に基づき、研究掲 載論文の査読・編集に当たり研究不正行為が行われていないか随時確認を行う. 投稿された原稿に不正行為が疑われる場合, 事実関係の調査を行う. 調査の結果, 意図的な不正行為が明らかであった場合, 原稿の却下や著者所属機関への研究不正の通報を含めた厳正な対応をとる場合がある. 本誌掲載後の論文に不正行為の告発があった場合についても事実関係の調査を行い, 論文取り下げを含めた適切な対応を行う. 研究不正事案の事実関係調査などの対応については出版倫理委員会(非営利団体Committee on Publication Ethics, COPE)のガイドライン(日本語https://publicationethics.org/resources/flowcharts/japanese-all-flowcharts; 英語https://publicationethics.org/guidance/Flowcharts)に準じる形で実施される.

第10条 執筆要領

具体的な原稿作成方法の詳細については、Instructions for Authorsに定める。本規定および Instructions for Authorsに従わない原稿は、編集委員長の判断において受け付けない場合がある.

第11条 規程の改正

本規程の改正は、英文誌編集委員会の助言のもとに、理事会の決議により発効する.

- 1. 法人化に伴いOrnithological Science投稿規定をOrnithological Science投稿規程に改正した.
- 2. この規程は2024年8月21日 から施行する.